

西東京市新型インフルエンザ等対策行動計画(令和8年5月)概要版【改定の概要】

「新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)」の施行(平成25年4月)に伴い策定した行動計画を、国・都は、今般の新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、初めて抜本的に改定した。

特措法(第8条)の規定により、市町村長は、都道府県行動計画に基づき当該計画を策定するものとなっているため、「西東京市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下、「市行動計画」)」の改正を行った。

計画改定のポイント

①初の抜本的改定	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策特別措置法(第8条)に基づき、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものとして、平成27年に策定(令和2年に一部改定) ・令和6年7月に政府行動計画、令和7年5月に都行動計画がそれぞれ抜本改定されたことを受け、市行動計画も、策定以来初の抜本的改定を実施
②幅広い感染症に対応	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ・新型コロナウイルス以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定
③柔軟かつ機動的な対策の切替え	<ul style="list-style-type: none"> ・状況の変化(検査や医療提供体制の整備、社会経済の状況等)に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切り替え
④発生段階の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・全体を3期(準備期、初動期、対応期)に分けて取組を記載、準備期の取組を充実
⑤対策項目の見直しと内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・対策項目について、課題となった項目の追加、新設

対策項目の見直し

現行市行動計画の対策項目	改定後市行動計画の対策項目
1 実施体制	1 実施体制
2 情報提供・共有	2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
3 市民相談	3 まん延防止
4 感染拡大防止	4 ワクチン
5 予防接種	5 保健
6 医療	6 物資
7 市民生活及び経済活動の安定の確保	7 市民生活及び市民経済の安定の確保

第1部 基本的な考え方

◎計画の基本的な考え方

(1)根拠
 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づき策定する市町村行動計画とする。

(2)対象とする感染症
 ①新型インフルエンザ等感染症
 ②指定感染症(病状が重篤で、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)
 ③新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

◎対策の目的

(1)感染拡大の抑制、市民の生命及び健康の保護
 (2)市民生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化

市行動計画と関連計画との関係



第2部 各対策項目の考え方及び取組

対策項目	基本理念と目標	準備期	初動期	対応期
1 実施体制	関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高める。	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画の作成・見直し 実践的な訓練等の実施 体制整備・強化 関係機関の連携・強化 	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等の疑いを把握した場合の措置 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置 迅速な対応の実施に必要な予算の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 基本となる実施体制の在り方 緊急事態措置の検討等 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制
2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	平時から市民等の感染症に対する意識の把握に努め、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める。	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有 	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供・共有 双方向のコミュニケーションの実施 偏見・差別等や偽・誤情報への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供・共有 基本的方針
3 まん延防止	感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収める。	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等の発生時の対応強化に向けた理解や準備の促進等 	<ul style="list-style-type: none"> 市内でのまん延防止対策の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 市民等に対する要請 事業者や学校等に対する要請 学校等における対応
4 ワクチン	ワクチンの接種により個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、医療提供体制が対応可能な範囲内に収める。	<ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種に必要な資材 ワクチンの供給体制 接種体制の構築 情報提供・共有 DXの推進 	<ul style="list-style-type: none"> 接種体制 	<ul style="list-style-type: none"> ワクチンや接種に必要な資材の供給 接種体制 健康被害救済 情報提供・共有
5 保健	地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する。	<ul style="list-style-type: none"> 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション 	<ul style="list-style-type: none"> 有事体制への移行準備 住民への情報提供・共有 	<ul style="list-style-type: none"> 都との情報共有及び都による相談対応 健康観察及び生活支援 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
6 物資	感染症対策物資等の不足や流通の乱れ等により、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐ。	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策物資等の備蓄 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等 緊急物資輸送等の体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 感染法対策物資等の備蓄状況等確認 円滑な供給に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等 不足物資の供給等適正化
7 市民生活及び市民経済の安定の確保	新型インフルエンザ等に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを奨励し、事業継続や感染防止に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 情報共有体制の整備 支援の実施に係る仕組みの整備 物資及び資材の備蓄 生活支援を要する者への支援等の準備 火葬能力等の把握、火葬体制の整備 その他必要な体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活への配慮 遺体の火葬・安置 	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活の安定の確保を対象とし対応 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

第3部 市政機能を維持するための市の危機管理体制

◎市における危機管理体制として、対策本部の役割や構成員等をあらかじめ整理

西東京市新型インフルエンザ等対策本部

本部長	市長
副本部長	副市長・教育長
本部員	部長等

特措法により、緊急事態宣言がされたときは、直ちに対策本部条例に基づく市対策本部を設置する。
政府対策本部及び都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

◎新型インフルエンザ等発生時における全庁の業務を以下の区分で整理

区分	考え方
A 新たに発生する業務	①感染防止拡大策 ②危機管理体制上、必要となる業務
B 継続業務	①市民の生命や健康を守る業務 ②市民生活の維持に係る業務 ③法令上休止または縮小できない業務 ④市政運営に必要な業務
C 縮小業務	①継続・休止以外の業務 ②対面業務を中止して、工夫して実施する業務
D 休止業務	①多くの人が集まる施設や業務 ②その他、緊急性を要しない業務